

## 4回目接種にかかる施設接種計画表の作成・提出に関するQA

令和4年5月20日更新

各入力項目の入力方法・内容等については、**回答様式内の「入力要領」シート**をご確認ください。

No.	Q	A
1	施設接種計画表の提出において対象となる高齢者施設等のサービス種別はなにか。	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅です。
2	4回目接種が可能となる3回目接種から「少なくとも5か月経過した後」の考え方は？	3回目接種を行った日から5か月後の同日から接種可能となり(例1)、6か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から追加接種可能となります(例2)。 例1:3回目接種が1月15日⇒6月15日から接種可能 例2:2回目接種が1月31日⇒7月1日から接種可能  なお、5か月経過せずに接種した場合は間違い接種となりますので、ご注意ください。 ※5か月経過する1日前に接種した場合も間違い接種となります。
3	なぜ施設従事者は4回目接種の対象外なのか？	4回目接種の対象者とするべきかの判断については、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、科学的知見に基づき判断されており、4回目接種は新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的としているため、職種ではなく年齢等により対象者が決められています。
4	熊本市外の人を含めてよいか？	4回目接種の対象者である「60歳以上の方」、「基礎疾患をお持ちの方」、「BMIが30以上の方」、「新型コロナに罹患した場合、重症化リスクが高いと医師から認められた方」であれば、熊本市外の人も含めることは可能です。  ただし、 ・必ず3回目接種から5か月が経過していること ・実際の接種時においては、4回目接種用の接種券が必要となり、自治体によって接種券の発行時期等が異なること がありますので、作成に当たってはこれらの点について注意し、作成してください。
5	接種計画表の提出後に、入力内容の追加や変更があった場合はどうしたらよいか。	変更後の接種計画表を再度ご提出ください。 提出する際はファイル名を「【施設名】接種計画表○月○日更新」へ変更しご提出ください。 なお、変更した接種計画表の提出が、接種予定日の直前となった場合は、変更内容への対応が出来かねますので、余裕をもってご提出ください。 変更等に伴う最終提出期限は、各ワクチン配送日の4営業日前(土日祝日をカウントしない)の正午です。再提出された計画表に基づき、ワクチンの配送を行います。
6	使用するワクチンはなんですか。	ファイザー社製のワクチンを使用する予定です。 そのため、施設接種計画表は可能な限り6の倍数となるように調整をお願いします。
7	市外の医療機関に接種を依頼する予定だが、どうしたらよいか。	市外の医療機関に対しては、本市からワクチン配送は行わず、各自治体から配送を行うため、各自治体のワクチン所有量や接種体制によっては、接種開始時期が本市と異なる可能性があります。 そのため、市外の医療機関へ接種を依頼される予定の場合は、作成された接種計画表通りに接種を開始できない可能性がありますので、「シート2 接種計画表」については、(1)まで入力し、(2)の計画表は空白のままご提出ください。また、市外の医療機関に依頼する旨を、熊本市感染症対策課集団接種班へ個別にご連絡ください。
8	メールでの提出ができない場合はどうしたらよいか。	FAXでご提出ください。 感染症対策課ワクチン対策PT集団接種班 FAX:096-328-8666